

港区立芝浜小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

本基本方針は、いじめ防止対策推進法、港区いじめ防止基本方針等に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項等について定めるものです。

2 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。
- (2) いじめは、人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるという認識に立ち、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導に臨み、いじめを起こさない環境づくりに努めます。
- (3) いじめは、どの学級でもどの児童にもいつでも起こりうるという認識をもち、日常的な児童との関わりを通して、未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に向け、学校の総力をあげて取り組みます。
- (4) 児童の生命及び心身を守ることが最重要であるという認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添うとともに、保護者や地域、関係諸機関との連携を図り、積極的に解決を図ります。

3 いじめ防止に向けての段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 教師が児童のよさやがんばり、変容を認め、認め合い励まし合う学級創りを行います。

また、4年生以上については、Web-Q U（心理テスト）等を活用してより良い学級作りにいかします。

イ 教師が児童と一緒に活動し、具体的に関わる中でより良いコミュニケーションの方法を児童に示したり、気付かせたりします。

ウ 児童間で起こるトラブルや問題、課題等について、教師が、一つ一つ丁寧に聞き取り、話し合わせたり、考えさせたりして、児童同士が納得できるように導いていきます。

エ スクールカウンセラーや教育相談担当を中心に学校全体で困ったことがあったら気軽に相談できる体制を作ります。

オ 「いじめは絶対に許されない。」 「いじめに対して傍観者にならない。」ことを学校全体で確認し、いやなことをされたり、いじめられている人を見たりしたら、すぐに先生に相談する雰囲気をつくります。

カ 道徳教育、学級活動、国際理解教育等を充実するとともに、教育活動全体を通して、一人一人の児童に豊かな心を育てます。

キ いじめについて教員研修を学期に1回実施し、教員の資質・能力を向上します。

(2) 早期発見のための取組

- ア 日常的に教師が児童と関わり、児童がどんなことでも教師に話すことができる雰囲気を作ります。
- イ 保健室や教育相談室等の利用が気軽に行えるようにし、日常的に児童が相談しやすい環境を整備します。
- ウ 毎月15日に「学校生活アンケート」を行い、いじめの早期発見に努めます。
- エ 6月、11月、2月をいじめ防止強化月間として「ふれあい月間」と名付け、児童への啓発とともに児童向け学校生活アンケート、全児童面談などを実施し、早期発見に努めます。
- オ 生活指導夕会等を活用して、教職員全体でいじめを含む、児童の問題や課題等の情報を共有します。
- カ 年度当初、ふれあい月間等において、区の広報誌やチラシを用いて、いじめの相談窓口の周知を行います。
- キ 年度当初、年度末に「ふれあい月間 学校シート」を活用した教職員校内研修を行い、学校いじめ防止基本方針についての共通理解を図ります。

(3) 早期対応のための取組

- ア 教員がいじめを発見した場合、すぐに学年と管理職に報告します。
- イ いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童が落ち着いて学習できる環境を整備します。
- ウ いじめ等対策委員会（※組織については、「4」参照）の校内メンバーによる、校内サポート会議を招集し、初期対応について以下の点について検討します。
 - ・いじめの事実確認と原因の究明を行います。
 - ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童への指導を行います。
 - ・いじめられた児童の保護者に対する事実の説明と児童の心理的ストレスの軽減につなげるための支援を行います。

(4) 重大事態への対処

- ア 見守り体制を整え、いじめられた児童の生命・安全の確保を最優先します。
 - ・必要に応じていじめた児童の別室指導等を行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- イ カウンセラー、養護教諭と連携し、いじめられた児童の心のケアを図ります。
- ウ いじめ等対策委員会を必要に応じて活用し、関係保護者、関係機関と連絡を密にして、解決に取り組みます。
 - ・いじめ等対策委員会は、校内サポート会議の初期対応について報告を受け、解決に向けて取り組みます。
 - ・いじめた児童の保護者へ事実の説明と情報の共有を図るとともに、家庭での指導について助言を行います。
 - ・いじめを見ていた児童が、自分の問題として捉えることができるようにする指導を行います。
 - ・保護者会の開催などにより、保護者との情報の共有を図ります。
- エ いじめに関わる事実を集約し、時系列にまとめ、港区教育委員会に報告します。
- オ いじめが犯罪行為と認められる事案については、警察との連携を図ります。

4 学校におけるいじめ等の防止の対策のための組織

(1) 名 称

本組織は、「港区立芝浜小学校いじめ等対策委員会」と称します。

(2) 設置の目的

いじめや不登校など子供たちの問題行動は複雑化・潜在化し、学校内部だけでは対応が難しい状況になっているため、必要に応じて子供に関わる有識者を交え、広い視点から問題行動を分析し、その対応策等を検討する必要があることから、本対策委員会を設置します。

(3) 所掌事項

本対策委員会は、次に掲げる事項を所掌します。

ア 本校のいじめ対策に関すること。

イ 本校の不登校対策に関すること。

ウ 前2号に掲げるもののほか、必要な事項。

(4) 委員構成

本対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成します。

ア 委員長は、校長の職にある者をもって充てます。

イ 副委員長は、副校長の職にある者をもって充てます。

ウ 委員は、別表1に掲げる者を充てます。所掌事項に速やかに対応するため、校内委員と校外委員とに分けて構成します。

別表1

校内 委員	委員長	校長
	副委員長	副校長
	委員	生活指導主任
	委員	当該児童の学年主任
	委員	当該児童の学級担任
	委員	教育相談担当教諭
	委員	養護教諭
校外 委員	委員	P T A会長又は、会長がP T A役員から推薦する者
	委員	三田警察署
	委員	子ども園館長
	委員	学校担当弁護士

(5) 会 議

ア 委員長は、対策委員会を招集し、会議を主宰します。

イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代行します。

ウ 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができます。

エ 検討事項について、委員から個別に意見を聴くことにより、委員会の招集に替えることができるものとします。

5 いじめ防止対策年間計画

月	児童・保護者への働きかけ	会 議 等
4	学校生活アンケート→児童面談 (毎月15日)	学年会 (情報共有) 職員会議 (情報共有)
5		学年会 (情報共有) 職員会議 (情報共有)
6	☆ふれあい月間 いじめ防止についての校長講話 →学級指導	学年会 (情報共有) 職員会議 (情報共有) 学校評議員会
7	セーフティ教室 道徳授業地区公開講座	学年会 (情報共有) 職員会議 (情報共有) いじめについての教員研修
8		職員会議 (情報共有)
9		学年会 (情報共有) 職員会議 (情報共有)
10		学年会 (情報共有) 職員会議 (情報共有)
11	☆ふれあい月間 いじめ防止についての校長講話 →学級指導	学年会 (情報共有) 職員会議 (情報共有) いじめについての教員研修 学校評議員会
12	いじめに対する学校の基本方針提示 学校評価	学年会 (情報共有) 職員会議 (情報共有)
1		学年会 (情報共有) 職員会議 (情報共有)
2	☆ふれあい月間 いじめ防止についての校長講話 →学級指導	学年会 (情報共有) 職員会議 (情報共有) いじめについての教員研修 学校評議員会
3		学年会 (情報共有) 職員会議 (情報共有)

※ 上記の会議の他、週1回の生活指導夕会において、児童間でのトラブルや問題・課題等についての情報共有を図る。

※ いじめ又はいじめと思われる事案が発生した場合には、校長指導の下、いじめ等対策委員会を招集する。

6 保護者、地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 道徳授業地区公開講座やセーフティ教室を開催し、保護者、家庭、地域、関係機関等の連携が進むようにします。
- (2) 児童及び保護者がいじめの相談機関を身近に感じられるよう、年度当初及びふれあい月間等において、区の広報紙やチラシ等を用いて定期的に相談窓口の周知を行います。
- (3) いじめの早期発見及び早期解決に向け、教育センターの来所相談及び電話相談で、児童及び保護者からの相談を受けられるようにするとともに、相談内容に応じて関係機関との連携を図ります。
- (4) いじめを行う児童に対して、学校や家庭において必要な指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて、子ども家庭支援センターや児童相談所、警察などの関係機関等といじめに係る情報や課題を共有し、解決に当たります。
- (5) 民生児童委員の担当地区ごとに開催される四者協議会を活用し、学校、民生児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談センター等の関係機関が、いじめ防止に関する学校や地域の現状及び課題について、情報の共有化を図るとともに、解決に向けた取組について協議を行います。
- (6) 必要に応じて、スクールソーシャルワーカーを要請、配置し、学校や家庭を訪問して、状況の把握や支援に努め、いじめ解決後もフォローアップを行います。

7 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価にいじめへの取り組みに関する項目を入れ、いじめ防止の取組の評価結果を分析するとともに、いじめ防止対策の課題や課題解決に向けた取組について協議し、基本方針についても、評価、修正、改善をしていきます。
- (2) 保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校評議員制度」を活用し、いじめの問題について学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

※平成26年12月1日 策定

※平成29年 4月1日 一部改訂

※平成31年 4月1日 一部改訂

どの子ども安心して学校生活を送れるための いじめ発見・防止システム

いじめの定義(文科省)「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う物理的又は心理的な危害を加える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)によって、当該行為の被害となった児童生徒が心身の被害を感じているもの」とする。なお、罰こった場合は学校の内外を問わない。」

令和3年度版
芝浦小学校

いじめの構造を壊すことは、
教師だからできる重要な任務。

1 観察システム 医者で言えば「視診」

担任はもとより、専科、管理職、主事・事務・交通係職員…
全職員が日常的に意識的に見とる。

チェックポイント例

- ア その子が多くとき、体を引くなどして、接触を避ける。
- イ グループ作り、グループ活動などで、孤立する。
- ウ 机をつなないで、離す。
- エ 給食の首座で、その子が盛ものを落とす。
- オ 清掃の水ぶきで、ふたつない机がある。
- カ 発言時に、からからような発声がある。
- キ 間違えの発言の際に、他の子と異なる反応がある。
- ク 毎日のように一人で下校する

4 授業システム 医者で言えば「予防的指導」

いじめの授業を道徳・学級活動で取り上げる。
「いじめは絶対許されぬ」「いじめは犯罪です。」
いじめは心も体も傷つける。
いじめは、加害者の脳も傷つける。
耐性を増す授業(いじめに負けぬ心を育てる)

5 学級経営の 留意点

- ① 学級全体で「楽しくなること」をする。例「全員遊び」「長なわ鼓吹」「五色百人一首」「ふれあい七五三」「ふれあい囲碁」「連うが勝ちゲーム」男女は関係なく遊べるもの、熱中するもの、楽しいこと。
- ② 「強いものが弱きもの構造」を教師が意図的になくさないといけない。例えば、不平等な給食のおかわり(弱肉強食になっていないか?)排除の分相に不公平はないか? 実験のときに、特定の子ばかり道具を操作していないか?
- ③ 「逆転現象」が起こる授業をする。逆転現象とは、子どもの意識・価値観を転換するような事実を学級全体の目の前で生じさせることである。
例 全員が問題解きができる。(できないと思われていた子が、ものの8分でできる)「優秀な子」の解答が不正解で、「勉強ができない子」が解いているような疑問。地道に取り組んだ子の解法が正解であるという問題。
- ☆ 教師自身が、孤立しがちな子、いじめられがちな子を、愛し光景を見せる。
究極は、「どの子も全員が、自分が一番先生に人気されている」と思いこんでいる状況。

6 特別支援教育に関する基礎理解と実践 子ども一人ひとりの個性・特性を的確に把握し対応し、もてる力を高める適切な指導。

2 アンケートシステム 医者で言えば「問診」

定期的に、全児童にアンケートをとる。(本区では原則毎月1回)
○をつければよい簡単な方法で調べる。

「いじめられていますか?」と聞いてもダメ。医者が「あなたは病気ですか?」と聞くようなもの。

具体的質問項目例

- ア 「これやってあげ」などと命令されたことがありますか?
- イ わけもなくぶられたり、けられたことがありますか?
- ウ 遊びなどで仲間に入れてもらえなかったことがありますか?
- エ 「おこれよ」と言われたことがありますか?

3 調査システム 医者で言えば「血液検査」

教師が見ても聞いても本人からは分からないことを、あぶり出す方法

「遊び方調査(後述)まっちの子調査」

例 30分間の最初に口頭で尋ねる。「中休みに、どこで何をしていましたか?」一緒に遊んでいた子を座らせていくと、「独りだった子」が分かる。これを1週間分記録する。独りであることが多い子の状況を調べる。